

## 青森県農林水産業協同組合等検査規程

平成12年3月31日青森県訓令甲第22号  
改正 平成15年3月31日青森県訓令甲第23号  
改正 平成17年6月17日青森県訓令甲第33号  
改正 平成19年8月6日青森県訓令甲第45号  
改正 平成20年4月7日青森県訓令甲第23号  
改正 平成20年10月6日青森県訓令甲第28号  
改正 平成25年4月19日青森県訓令甲第12号  
改正 平成30年3月7日青森県訓令甲第1号  
改正 令和7年1月8日青森県訓令甲第1号

(趣旨)

**第1条** 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項及び第2項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条第1項及び第2項並びに預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）第21条第1項の規定により組合等に対して行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程において「組合等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会
- 二 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- 三 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 農業協同組合法第11条の19第1項第4号及び水産業協同組合法第15条の4第1項第4号に規定する共済代理店（以下「共済代理店」という。）、農業協同組合法第93条第2項及び森林組合法第110条第2項に規定する子会社等並びに水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等

(検査の目的)

**第3条** 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業

運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資することを目的とする。

(検査員及びその証明書)

**第4条** 検査は、知事の命ずる職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、検査に際しては、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、理事その他の責任者に提示しなければならない。

(検査事項)

**第5条** 検査は、次の事項について行う。

- 一 業務運営の状況
- 二 資産及び負債並びに損益の状況

(検査の方法)

**第6条** 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所について実地検査の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。

(検査の範囲)

**第7条** 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

2 前項に規定する検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(無通告検査の原則)

**第8条** 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。

(執務時間内検査の原則)

**第9条** 検査は、被検査組合等の執務時間内に行う。ただし、現物検査その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

**第10条** 検査に当たっては、理事その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査に当たっては、監事又は監査役の立会いを得るようにしなければならない。ただし、監事又は監査役を置いていない共済代理店については、この限りでない。

(検査講評)

**第11条** 検査員は、検査を終了する際には、全役員に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評

の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

(検査結果の報告)

**第12条** 検査員は、検査を終了したときは、速やかに、被検査組合等の概要、検証事項、検査結果、意見等を記載した報告書を作成して、知事に提出しなければならない。

**附 則**

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年訓令甲第23号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(青森県水産業協同組合等検査規程及び青森県森林組合等検査規程の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 青森県水産業協同組合等検査規程 (平成12年3月青森県訓令甲第25号)

二 青森県森林組合等検査規程 (平成12年3月青森県訓令甲第24号)

**附 則** (平成17年訓令甲第33号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成19年訓令甲第45号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成20年訓令甲第23号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成20年訓令甲第28号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成25年訓令甲第12号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (平成30年訓令甲第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

**附 則** (令和7年訓令甲第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。



別記様式（第4条関係）

（表）

番 号
農林水産業協同組合等検査員証
所 属
職
氏 名
上記の者は、農業協同組合法第94条、森林組合法第111条、水産業協同組合法第123条、 犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項、犯罪利用預金口座等に係る資金 による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項及び第2項、民間公益活動を促 進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項及び第2項並びに預 貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第21条第 1項の規定により検査を行う検査員であることを証明する。
年 月 日
青森県知事 氏 名 印

（裏）

注 意
1 本証は、検査に際し、必ず携帯し、理事その他の責任者に提示すること。
2 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。

注 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル横9センチメートルとする。